

平成十四年六月二十一日受領
答 弁 第 九 九 号

内閣衆質一五四第九号

平成十四年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出食品衛生法で認められていない添加物の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出食品衛生法で認められていない添加物の安全性に関する質問に対する答弁書
一及び四について

お尋ねの「食品衛生法で認められていない物質」とは食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第六条の規定により製造、販売等が禁止されている添加物（以下「違法添加物」という。）を指すものと考えられるが、各都道府県等が製造、販売等を把握し、平成十三年六月十四日から平成十四年六月十三日までの間に厚生労働省に報告があった違法添加物又は違法添加物を含む食品（以下「違法添加物含有食品」という。）の名称、これらのものの製造、販売等を行った企業並びにこれらの違法添加物含有食品の自主回収の有無等については、別表第一のとおりである。

なお、現在、各都道府県等に対し、食品添加物製造施設に対して一斉に立入検査を実施し、平成十三年七月一日以降の違法添加物の使用事例を把握するとともに、これらの結果を平成十四年六月末までに厚生労働省に報告するよう要請しているところである。立入検査の結果については、各都道府県等において公表するよう依頼するとともに、厚生労働省においても各都道府県等からの最終的な報告結果を同年七月中旬に取りまとめ、公表する予定である。また、違法添加物含有食品が全国的に流通している事例が報告さ

れた場合は、厚生労働省において随時その内容を公表する考えである。

二について

添加物の安全性の評価については、国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）が合同で設置した食品添加物専門家会議（以下「JECFA」という。）において、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量（以下「許容一日摂取量」という。）が添加物ごとに設定されている。別表第一に掲げる違法添加物のうちアミノ酸セレンキレート、ロースダミンB及びヒマシ硬化油以外のものについては、JECFAによる安全性の評価が行われており、その結果は別表第二のとおりである。これらの評価結果を踏まえると、別表第二に掲げる違法添加物については、添加物として通常使用される範囲内の摂取量であれば、人の健康を損なうおそれはないものと考えられる。

アミノ酸セレンキレートは、必須栄養素であるセレンを補充する目的で添加されていたものであるが、厚生省が平成十一年六月に取りまとめた「日本人の栄養所要量―食事摂取基準―」（第六次改定）によると、セレンの許容上限摂取量は十五歳以上で一日当たり二百五十マイクログラムとされており、今回把握

された事例における使用量から見て、人の健康を損なうおそれはないと考えられる。

ローダミンBについては、かつてJECFAによる安全性の評価が試みられたが、科学的データが不十分であったことから結論が出ず、その後は使用実態がほとんど認められなかったため、作業が中断されたまま現在に至っていると承知している。なお、米国では、ラット及びマウスにおける発がん性があると評価されている。

ヒマシ硬化油は、ヒマシ油に水素を添加して製造されるものであるが、今回把握された事例におけるヒマシ硬化油の用途及び使用量から見て、摂取量はごくわずかであると見込まれ、JECFAによるヒマシ油の安全性に関する評価結果を勘案すると、人の健康を損なうおそれはないと考えられる。

三について

別表第一に掲げる違法添加物については、その製造、販売等を行おうとする者等から安全性に関する資料等を添付した法第六条の規定に基づく添加物の指定の要請が行われておらず、人の健康を損なうおそれがないことが確認されていないため、製造、販売等が禁止されているところであり、現時点において政府として安全性試験を実施する予定はない。

なお、今後、これらの違法添加物について、その製造、販売等を行おうとする者等から安全性に関する資料等を添付した添加物の指定の要請があった場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、指定の可否を検討することとしたい。

違法添加物	アミノ酸セレンキレート
違法添加物含有食品	STRAWBERRY COBBLER
違法添加物の製造又は違法添加物含有食品の輸入販売を行った企業	西本貿易株式会社
違法添加物含有食品の製造、販売等を行った企業（注一）	<p>マルシェ、イタリアンフーズ、株式会社伊勢丹、トレンド、恒川、マキイ、紀ノ国屋、エスポア、ポダムジャパン、明治屋、株式会社三友小綱、ソニープラザ、リカーズハセガワ、フード生田、シンエー商事、イーストグループ、株式会社ピア食品館、株式会社アムル、東急百貨店、東武百貨店、DELI、堀田屋、株式会社サトウ、ABC商会、三徳、ナショナル物産、株式会社ビブレ、信濃屋食品代田、サンシールさの、池田喜平商店、株式会社平岡、ミナト商会、株式会社川田本店、パントリーけいすけ、株式会社山形屋ストア、ジュピターコーヒー、食彩館マルシェ、スープートミー、鮮度館ポテリス、三越、株式会社よつや、クイーンズ、加藤産業、レパス、福岡県職員互助会、マイダス、ピアボンラパス高宮、ヤマブキ、近鉄百貨店、タイヘイ、株式会社アップビート、大和物産、ポロニーヤ、岩田屋、イクスピア</p>
違法添加物含有食品の自主回収の有無等	自主回収

サイクラミン酸	ローダミンB	サイクラミン酸	ポリソルベート	
黒梅	サンバルタラシ	焼きめしの素(ブンブナシゴレン)	黒梅(干黒梅)	タイカレーチキンレッドカレー
有限会社神龍	協同食品株式会社	共栄フーズ株式会社	ヤマモリ株式会社	
株式会社サンケイ杉浦商事、株式会社タカチホ、株式会社コスモエム&エム、サトウ工芸商事株式会社、有限会社叶屋、小黒崎観光センター、有限会社北泉フーズ、株式会社ロンド商事、		野物産	マルイ食品株式会社、マルセイ青果商事株式会社、株式会社トラスト及び菅	リ、キッチンガーデン、芳屋、共和食品、京王アートマン、株式会社フェルタ、かどや食品、有限会社FBC、キムラヤ、丸井、ロイヤルトレーディング、ロビンソン、三友食品、キャメル珈琲、プランタン銀座、レガット、ポケットマーケット、三浦屋、舶来食品館、ユニオン、TOPPIES、ヴィノストリーワイン、株式会社園部商店、丸山ドラック、世界の食品カーニバル、エコピア、食品館カワサキ、ZAPZAKKA、酒壺番、株式会社コーヒー及川島及びホリコーポレーション
自主回収	回収命令	回収命令	回収命令	

サイクラミン酸	サイクラミン酸	サイクラミン酸	サイクラミン酸	サイクラミン酸	
ターシヤリーブチルハイドロキノ	ターシヤリーブチルハイドロキノ	ターシヤリーブチルハイドロキノ	ターシヤリーブチルハイドロキノ	ターシヤリーブチルハイドロキノ	
上庄話梅(サンツアーファーマイ)	話梅(ファーマイ)	飲茶 大肉まん	さといも小包子 大根もち 割包 四川小包子	HEINZ B・B・Qソース ハニー&ガーリック ハインツUSピザソース	鍋つみれ
久商	株式会社ニツキートレイ ディング	住商食品株式会社		ハインツ日本株式会社	米久株式会社
株式会社遠藤物産、株式会社あさか食品、株式会社宮下清志商店、有限会社ダイマル、株式会社マツザワ、笹岡産業、有限会社中越屋製菓、株式会社アラカワ、株式会社おぼねや、有限会社大和商会、筑波物産、有限会社柴田商事、有限会社美好屋、有限会社トウエイ物産、前田商店、有限会社米又、丹後の鮮魚屋橋立やまいち、森田製菓株式会社、株式会社藤井忠商店、民サ麵業株式会社、有限会社たまや、有限会社古市商会及びけんもち商店	株式会社ダスキ	株式会社好好飲茶			
自主回収	(注二)	さといも小包子については回収命令。その他については自主回収。	自主回収	自主回収	自主回収

キノン	鍋五目揚げ 大焼売	大阪鶴橋班家 コチュジャン	株式会社徳山物産		自主回収	
ポリソルベート アセトアルデヒド プロピオンアルデヒド ヒマシ油 二ーメチルブチルアルデヒド イソプロパノール	関係都道府県等において調査中	関係都道府県等において調査中	株式会社徳山物産 協和香料化学株式会社	筑波乳業株式会社、明治製菓株式会社、豊田乳業株式会社、永幸食品株式会社、日本リコス株式会社、池田糖化工業株式会社、株式会社ヨーグルトン乳業、南日本酪農協同株式会社、天野実業株式会社、カンロ株式会社、新食工業株式会社、株式会社シバタトレーディング、宮坂香料株式会社、株式会社ニチレイ、エスビー食品株式会社、小川香料株式会社、味の素株式会社、山之内製菓株式会社、協同乳業株式会社、旭電化工業株式会社、株式会社たけや製パン、大東乳業株式会社、アピ株式会社、多摩雪印牛乳株式会社、株式会社ダイショー、大西商事株式会社、赤石商店有限公司、大山乳業農業協同組合、株式会社ホーライ及び梶谷食品株式会社		自主回収
ターシヤリーブチルハイドロ キノン	軟骨唐揚げ 手羽中唐揚げ		ニシフミート株式会社		自主回収	
ターシヤリーブチルハイドロ キノン	雪菜まん クワイパオ		マルハ株式会社		自主回収	
ヒマシ硬化油	関係都道府県等において調査中		秋田合成化学工業株式会社	日油商事株式会社、名古屋油糧株式会社	回収命令	

社

社、株式会社小出物産、有限会社日光
商会、前田商店株式会社、株式会社エ
ース油科、株式会社愛晃薬品、株式会
社フジタ、株式会社ヒラタ、桐原実業
株式会社、株式会社三和油脂興業、株
式会社林屋ベーカーリー、丸山製菓材
料、内田食材販売、種幸、小黒製作
所、株式会社月島食品工業、有限会社
種常商店、株式会社草月、株式会社中
川商店、有限会社寺本商店、滝口商
店、株式会社ベルダー化学、日本コロ
イド株式会社、株式会社寺本製菓材
料、株式会社帝国ホテル、丸木商事株
式会社、三共フーズ株式会社、有限会
社滝ノ金田屋、有限会社朝日屋製菓、
株式会社タカサゴ、株式会社外松、有
限会社北信物産、株式会社丸富士、丸
榮製粉株式会社、大阪屋商事株式会
社、日成産業株式会社、株式会社フク
シヨウ、株式会社渡部製パン、有限会
社須佐製パン、毎日製パン、株式会
社古川製菓、株式会社亀饅、株式會社菅
原商事、大槻食材株式会社、氏家公
商店、株式会社サンヨー、不二製パン
株式会社、株式会社東洋物産、株式會
社アセラ、有限会社山本製菓、有限會

社アリス、株式会社栄太楼、ファンシ
ーコーポレーション、ケイピー食品株
式会社、竹島製パン株式会社、小倉商
店、株式会社中村屋、新井製パン株式
会社、埼玉学給協同組合、産恵食品株
式会社、有限会社朝居商事、株式会社
島宇商店、ボンジュール洋菓子店、大
和屋本店、社会就労センターあかつ
き、今岡製菓株式会社、亀石繁栄堂、
モアガーデン、ハマダ、築山製パン
所、ボンテ洋菓子店、手作り工房松
風、菓匠かわた、フジマルベーカリ
ー、小川屋、富士製菓株式会社、フル
ーメント、株式会社清月堂、シャロン
洋菓子店、アップル、香月堂有限会
社、株式会社サンテツ技研、有限会社
沖津食品、ホームメイドのら、藤田製
パン株式会社、てづくりパンの店有限
会社、有限会社未来工房、不二の屋、
菓子工房Tada、有限会社ミズノ製
菓、加藤製菓株式会社、中原製菓株式
会社、入江製菓株式会社、タマヤ製菓
株式会社、松尾製菓株式会社、株式会
社エスエス商会、有限会社キタガワ、
有限会社本荘パンセンター、シツチ食
品株式会社、西の屋グループ、ドライ

n-プロパノール n-ブタノール イソアミルアルコール	関係都道府県等において調査中	富士フレーバー株式会社	ブイン菊花峠饅頭、株式会社さつき屋、谷屋食糧工業株式会社、有限会社梅田商店、株式会社アミー、有限会社菓子工房西野、株式会社パレスホテル、宮川製菓株式会社、株式会社イワセエスタ、永興食品株式会社、味覚糖株式会社、株式会社渡森、佐藤製パン所、マドラー、浜田ベーカリー、有限会社イースタン商事、かんの屋製菓株式会社、ライオン菓子株式会社及びサンヨー山梨デンカシステム株式会社	自主回収
-----------------------------------	----------------	-------------	--	------

(注一) 違法添加物含有食品の輸入販売を行った企業を除く。

(注二) 当該違法添加物含有食品については、違法添加物の使用が判明した時点で消費期限が過ぎており、自主回収等は行われなかった。

違法添加物名	評価結果
ポリソルベート	ラットを用いた毒性試験の結果を基にした許容一日摂取量は、人の体重一キログラム当たり〇ミリグラムから二十五ミリグラムとされている。
サイクラミン酸	ラットを用いた毒性試験の結果を基にした許容一日摂取量は、人の体重一キログラム当たり〇ミリグラムから十一ミリグラムとされている。(注)
ターシャリーブチルハイドロキノン	犬を用いた毒性試験の結果を基にした許容一日摂取量は、人の体重一キログラム当たり〇ミリグラムから〇・七ミリグラムとされている。
ケイ酸カルシウム	ラット、うさぎ、犬等を用いた毒性試験の結果に基づき、量的制限をしなくても安全性の上での懸念はないとされている。
アセトアルデヒド	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
プロピオンアルデヒド	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
ヒマシ油	安全に吸収することが可能な量を基にした許容一日摂取量は、人の体重一キログラム当たり〇ミリグラムから〇・七ミリグラムとされている。
二メチルブチルアルデヒド	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
イソプロパノール	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
n-プロパノール	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
n-ブタノール	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。
イソアミルアルコール	摂取量及び人の体内での変化から見て、香料として使用される範囲内で安全性の上での懸念はないとされている。

(注) 我が国においては、ラットにおける発がん性の疑いが濃厚であるとして、昭和四十四年十一月に添加物としての指定を削除したところであるが、J E C F Aにおいては、昭和五十七年にこのような評価結果が取りまとめられている。